

令和6年第2回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年2月26日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
		6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
5番	永井 八千代	9番	橋本 淳
10番	木村 均		

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主査	山本 愛
主任	大橋 崇史		

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第2回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、永井委員、橋本委員、木村委員の3名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。春も近づいて寒い日もありますので健康管理に気を付けてお過ごしください。

それでは、只今から、令和6年第2回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、11番佐藤委員、12番浅野委員を指名いたします。

次に日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番、番号2番につきましては、受人が同一世帯のため、一括で説明致します。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

番号1番については受人と渡人が兄妹、番号2番については受人と渡人が親子であり、申請地の贈与を受け、継承するものです。受人は現在12,634㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では975日農業に従事しています。

番号3番、4番、5番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在10,734㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では650日農業に従事しています。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在9,113㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では900日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑です。売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地で長年耕作を続けており、権利関係を整理するため申請地を取得するものです。

受人は、今回の申請で370㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事する計画となっております。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在1,569㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では250日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑です。

受人は、申請地を取得するものです。

受人は、今回の申請で495㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間70日、世帯では270日農業に従事する計画となっております。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅の近隣にある申請地を借りて耕作しており、権利関係を整理するため申請地を取得するものです。

受人は、今回の申請で330㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間120日、世帯では230日農業に従事する計画となっております。

4ページをお願いします。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

贈与での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、申請地と併せて耕作していた経緯から取得するものです。

なお、受人は名古屋市在住ですが、申請地の道を挟んだ向かいの集落に住む母親の元へ毎日通っており、日中の拠点はそちらとなります。

受人は現在672㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では350日農業に従事しています。

番号12番、13番につきましては、交換による所有権移転のため、一括で説明致します。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

受人には隣接又は近隣に自己所有農地があり、効率的に農作業ができることから農地の交換を行うものです。

番号12番の受人は現在21,915㎡の農地を耕作しており、個人で年間160日、世帯で220日番号13番の受人は現在14,488㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯で450日農業に従事しています。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在426㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では500日農業に従事しています。

5ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計14件、移動の土地は、田 7筆 4,331㎡、畑 9筆 3,059.84㎡、合計16筆 7,390.84㎡です。

以上14件のうち、番号1番から14番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、参考資料として申請地の対価、申請人についてもお手元に配付しております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

6 ページをお願いします。議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

7 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは貸駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。宅地 466.11 m²と一体利用します。

つづきまして、8 ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、3件 転用の土地 田 1筆 393 m² 畑 2筆 849 m²、合計 3筆 1,242 m²です。

以上、4条申請1件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

9 ページをお願いします。議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。10ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。宅地 582.82㎡と一体利用します。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは住宅の庭の拡張による転用でございます。農地区分は第3種農地で、宅地 254.55㎡と一体利用します。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地で、宅地 4.76㎡と一体利用します。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。つづきまして、11ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号7番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは診療所・駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号8番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号9番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地

で、宅地 70.43 m²と一体利用します。

つづきまして、12 ページの総括表をごらん下さい。

5 条の申請件数は、9 件 転用の土地 田 8 筆 2,706 m² 畑 6 筆 1,429 m²、合計 14 筆 4,135 m²です。

以上 5 条申請 9 件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 8 号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

総会提出議案 13 ページをお願い致します。

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみでございます。

14 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定が 42 筆、使用貸借権の設定が 127 筆です。

貸借期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までが 164 筆、令和 6 年 4 月 1 日から令和 26 年 12 月 31 日までが 5 筆です。

27 ページ総括表をお願い致します。

田 160 筆 101,273.49 m² 畑 9 筆 4,211 m² 合計 169 筆 105,484.49 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、杉村委員、瀧委員、小原委員は採決に加わることはできませんので、よろしく願いいたします。

議案第 8 号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 報告第 4 号 現況証明願の報告についてから日程第 8 報告 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

それでは 28 ページをお願いします。

報告第 4 号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

29 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和 54 年及び平成元年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成 14 年以前より倉庫敷地として利用しておりました。

つづきまして、30 ページをお願いします。

報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

31ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1 申請地 地目 面積 を朗読。

住宅の敷地拡張による転用でございます。

番号2 申請地 地目 面積 を朗読。

長屋住宅建築による転用でございます。

32ページをお願いします。

4条の届出の件数は2件、

転用の土地 畑 2筆 962㎡ 合計 2筆 962㎡です。

続きまして33ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

今月は所有権移転案件のみになります。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、分譲住宅建築による転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、分譲住宅建築による転用でございます。

34ページ総括表をお願いします。

申請件数 4件 田 4筆 1,823㎡ 畑 4筆 575㎡ 合計 8筆 2,398㎡です。

つづきまして、35ページをお願いいたします。

報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

36 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

営農困難のため賃借権を解除します。

番号2番、4番及び5番は一括で説明させていただきます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

耕作者が亡くなったため賃借権を解除するものです。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため賃借権を解除します。

37 ページの総括表をお願いします。

申請件5件 田6筆 3,146㎡ 畑4筆 2,768㎡ 合計10筆 5,914㎡です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和6年第2回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時40分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

11 番委員

佐藤 哲郎

12 番委員

浅野 早苗